

平成26年8月1日  
地域連携推進センター

## 発明相談会について

1. 大阪の弁理士を大学が招聘し、大学の教職員と発明内容の相談（1～2時間／1人）を行ない特許化の可能性を検討する場として設けるものです。
2. 相談案件を数件まとめて1～2ヶ月置きに定期的実施しております。（大阪からは飛行機による日帰りを予定しています。）場所は、相談者の多いキャンパスで行ないますので、場合によっては移動をお願いすることもあります。
3. 相談内容は、  
『これは発明でしょうか？』  
『この研究がここまで進展しているのですが、特許にするにはこの後どのようなデータを揃えればいいでしょうか？』 等々  
といった内容で、特許として未完成の内容で結構です。
4. 複数の教員の方を対象に日程調整を行なった上で実施しますので、万一面談できなかった場合はご容赦をお願いします。なお、その場合でも、当部門職員を通じてこちらで質疑・意見交換は実施します。
5. 相談に当たっては、ご準備が可能であれば発明届出書の様式に記載できる範囲を記載したもの、または、研究成果の概要をまとめたメモを頂ければ、スムーズに進めることができます。
6. 相談に際しては、本学が連携しております四国TLO（技術移転機関）、JST（科学技術振興機構）の職員が、原則として同席させていただきます。
7. 今現在相談を希望する内容をお持ちの方、または数ヶ月以内に相談したい案件ができれば、下記へご連絡をお願いします。

(連絡先)

高知大学  
研究国際部 地域連携課 知的財産係  
洞口 由美、白米 英里

〒780-8073高知市朝倉本町2-17-47

Mail:kt05@kochi-u.ac.jp

Tel:088-844-8418 Fax:088-844-8556